

令和2年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(2日目)

令和2年6月2日(火)

午前 9時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 報告第 1号 令和元年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 2 承認第 2号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 3 承認第 3号 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 4 承認第 4号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 5 承認第 5号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 6 承認第 6号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 7 承認第 7号 令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 8 承認第 8号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について
- 第 9 承認第 9号 永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第10 承認第10号 永平寺町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第11 承認第11号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第12 承認第12号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 第13 議案第33号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1番	松川正樹君
2番	上田誠君
3番	中村勘太郎君
4番	金元直栄君
5番	滝波登喜男君
6番	齋藤則男君
7番	奥野正司君
8番	伊藤博夫君
9番	長岡千恵子君
10番	川崎直文君
11番	酒井和美君
12番	酒井秀和君
13番	朝井征一郎君
14番	江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合永充君
副町	長	山口真君
教育	長	室秀典君
消防	長	朝日光彦君
総務課	長	平林竜一君
財政課	長	川上昇司君
総合政策課	長	原武史君
会計課	長	酒井宏明君
税務課	長	石田常久君
住民生活課	長	吉川貞夫君

福祉保健課長	木村勇樹君
子育て支援課長	島田通正君
農林課長	野崎俊也君
商工観光課長	森近秀之君
建設課長	家根孝二君
上下水道課長	朝日清智君
上志比支所長	歸山英孝君
学校教育課長	多田和憲君
生涯学習課長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議会議務局長	坂下和夫君
書記	坂ノ上恵美君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに2日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場に入場する議員、理事者及び傍聴者を含め、全ての方に手洗いまたは消毒、検温及びマスクの着用といたしましたので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

本日の会議事件の説明者として町長、副町長、教育長並びに関係課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしくお願い致します。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 報告第1号 令和元年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、報告第1号、令和元年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、報告第1号、令和元年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書2ページをお願いいたします。

3月議会でお認めいただきました繰越明許費の繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

主なものといたしまして、款2総務費、上志比支所整備事業1億1,214万8,000円は、既存施設の取壊しにおいて、アスベストの調査、処理に時間を要したことから建築着工が遅れ、年度内完了が困難となったことから、繰り越したものでございます。

款3民生費、介護施設等整備事業7,620万円は、事業者との調整に時間を

要したことから建築着工が遅れ、年度内完了が困難となったことから、繰り越したものでございます。

款6農林水産業費、中山間地域総合整備事業3,150万円は、県営事業として行っている事業で、県が事業費を翌年度に繰り越すことに伴い、本町負担金を繰り越したものでございます。

款8土木費、社会資本整備総合交付金事業5,851万7,000円は、町道大月藤巻線歩道整備工事において、用地買収に係る地元協議及び北陸電力による電柱の移転工事の遅延により年度内完了が困難となったことから、繰り越したものでございます。

また、橋梁修繕工事等につきましては、国の事業交付決定が3月となり、今年度完了が困難なため、繰り越したものでございます。

款10教育費松岡幼稚園擁壁対策事業650万円は、専決処分により予算化をして早急な対応を行っておりましたが、年度内完成が困難なため、繰り越したものでございます。

このように、年度内完了が困難となった12事業、3億1,280万4,000円を令和2年度へ繰り越したものでございます。

財源につきましては、国県支出金が1億1,417万5,000円、地方債が1億4,700万円、一般財源が5,162万9,000円でございます。

以上、令和元年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 繰越明許費の8番、土木費の河川維持管理関係ですが、これ洪水ハザードマップの作成委託事業、繰越しするというのは、それはいいんですが、この間の新聞報道では、県は完成したということをやっていたと思うんですね。それらに合わせて、県内、たしか先週でなかったかな、何か見直したのができたという話があったように思うんですが、現実的にはそれらと合わせて一緒にできているとかということはないんですか。

○ （ 君） 建設課でもよろしいですね。

○4番（金元直栄君） はいはい。

○町長（河合永充君） 質問聞いてた？

○議長（江守 勲君） 暫時休憩します。

（午前 9時05分 休憩）

（午前 9時06分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 洪水ハザードマップにつきましては、県が管理します河川も浸水ハザードマップといたしますか、を作成しておりますので、これを全河川が出来上がるのが7月と聞いております。それを受けまして、うちもハザードマップに反映させていきますので、年内の完成を目指しまして、年明けの1月、2月中配布を行いたいというふうに思っているところであります。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） あわせて、建設課長にお聞きしたいんですが、都市計画マスタープラン作業がコロナの影響もあって遅れてるみたいなんですけれども、これも実質、作成できる、完成できるというのはいつ頃になるんでしょう。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） マスタープラン、確かにコロナの影響で、今、第2回目の意見交換会というものを見送っておるところでございます。現在、収束といたしますか、ちょっと見えてきましたんで、6月の下旬頃を第2回目の、これ7地区あるわけなんですけど、回りまして進めていきたいというふうに思っているところであります。

完成のほうは、これもまたまとめていきますので若干遅れまして、9月、10月頃かなというふうに考えているところであります。

これ、前回、第1回目につきましては、7地区とも、2班から3班の大体8人前後のグループ分けをいたしまして話し合いを行ってきたわけなんですけれども、コロナの影響もありますので、その点は、密接といたしますか、会場も広いところを使用したりとか、あと、隣の間隔を空けて行うとかいった対策を取って、当然のことながら、手の消毒液とか、あとマスクの着用等を徹底して行っていきたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

以上で報告第1号、令和元年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての件を終わります。

～日程第2 承認第2号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第3 承認第3号 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第4 承認第4号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第5 承認第5号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第6 承認第6号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第7 承認第7号 令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第8 承認第8号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第2、承認第2号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから日程第8、承認第8号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまでの7件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、承認第2号から日程第8、承認第8号までの7件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、承認第2号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第8号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまで、一括して補足説明をさせていただきます。

承認第2号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、令和2年3月30日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき

専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,394万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,104万7,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、7ページから8ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

上段の款2総務費、目4財産管理費147万9,000円につきましては、森林環境譲与税を活用し事業を実施し、年度末に事業の精算を行い、事業の支出残を森林環境譲与税基金に積み立てるものでございます。

中段の款3民生費、目2国民年金事務費11万8,000円につきましては、国民年金に係る過年度の市町村事務取扱交付金の精算に伴う返還金でございます。

下段の款7商工費、目2商工振興費461万6,000円の減額につきましては、商工振興関係利子補給事業の利子及び保証料補給金につきましては、前年度予算出納整理期間中に内容確認及び交付を行っておりましたが、今回、事業を見直し当該年度で支払いをすることとしたため、減額分を予算化するものでございます。

13ページをお願いいたします。

中段の款8土木費、目1道路橋梁総務費1,192万2,000円の減額につきましては、県営道路整備事業の精算に伴う町負担分を減額するものでございます。

下段の款10教育費、目3学校給食費900万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として学校が休校となり、それに伴い給食も休止となったことから、賄材料費を減額するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして、11ページをお願いいたします。

まず、地方譲与税の交付実績に基づき、森林環境譲与税を26万7,000円、

地方特例交付金につきまして、保育料の無償化に対する国の交付金で子ども・子育て支援臨時交付金6,700万円、地方交付税において、交付実績に基づき特別交付税9,000万円をそれぞれ増額しております。

これらの補正により、下段の財政調整基金からの繰入れを1億8,122万8,000円減額としております。

次に、承認第3号、令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認につきましては、令和2年3月30日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の17ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,955万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、18ページから19ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げます。

23ページをお願いいたします。

款7基金積立金、目1財政調整基金積立金1万6,000円につきましては、財政調整基金の利子分を、今回、財政調整基金に積み立てるためのものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして、22ページをお願いいたします。

款5財産収入、目1利子及び配当金1万6,000円で基金積立金利子でございます。

次に、承認第4号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、令和2年4月1日付で、地方自治法第179条の第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の27ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億4,074万2,000

0円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、28ページから29ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

33ページをお願いいたします。

款10教育費、目3学校給食費51万円につきましては、学校給食調理員が不足しており、人材派遣にて補うこととしたため、当初予算では計上しておりました学校給食会計年度任用職員給及び職員手当等を減額し、新たに人材派遣業務委託料を増額したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして、32ページをお願いいたします。

款19繰越金、目1繰越金51万円につきましては、前年度繰越金を充当しております。

次に、承認第5号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、令和2年4月9日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の37ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ772万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億4,846万7,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、38ページから39ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

43ページをお願いいたします。

款2総務費、目9防災費772万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策を早急に行う必要があったため、マスク、消毒液などの衛生用品、窓口の間仕切りの購入費用、職員の分散業に伴うリース料、通信設備の工事費でございます。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして、42ページをお願いいたします。

款19繰越金、目1繰越金772万5,000円は、前年度繰越金を充当しております。

次に、承認第6号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、令和2年4月27日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の47ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,741万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,588万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、48ページから49ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

53ページをお願いいたします。

上段の款2総務費、目9防災費105万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、業務分散に係るネットワーク工事や、窓口での会話補助機等の購入費用でございます。

中段の款3民生費、目3児童措置費7,380万7,000円につきましては、町独自の新型コロナウイルス感染症対策として、子育て家庭の支援のため、ゼロ歳から中学3年生までの子ども1人当たり2万円を給付するための事業、子ども生活応援給付金事業関係4,800万円と、国の新型コロナウイルス感染症対策事業で、児童手当を受けている世帯に対し、児童1人当たり1万円を支給するための子育て世帯臨時特別給付金事業2,580万7,000円でございます。

下段の款4衛生費、目3環境衛生費5,250万円につきましては、町独自の新型コロナウイルス感染症対策、町民及び町内事業者への経済支援として、上水道料金の基本料及びメーター貸付料を、5月検針分から半年間、減免とするため、一般会計から上水道会計への負担金でございます。

54ページをお願いいたします。

中段の款7商工費、目2商工振興費5,005万5,000円につきましては、町独自の新型コロナウイルス感染症対策として、町内の商工業者の経営状況の悪

化に対し、事業継続を支援するために、1事業者当たり10万円を給付する事業継承応援給付金及び事務費でございます。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして、52ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、目2民生費国庫補助金2,580万7,000円は、子育て世帯臨時特別給付金事業補助金でございます。

款17寄附金、目3一般寄附金60万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連事業に役立ててほしいということで頂きましたご厚志、寄附金でございます。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金1億5,055万5,000円につきましては、町独自の新型コロナウイルス感染症対策関連事業の財源として充てたものでございます。

次に、承認第7号、令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認につきましては、令和2年4月27日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の58ページをお願いいたします。

第2条のとおり、収益的収入補正につきまして財源組替えをお願いするもので、増減はございません。

60ページをお願いいたします。

款1水道事業収益、目1給水収益を5,250万円減額し、項2他会計補助金を5,250万円追加するものでございます。これは、町独自の新型コロナウイルス感染症対策として、水道使用料の基本料金等を減免することにより減額し、それを補填する一般会計からの補助金を増額するものでございます。

次に、承認第8号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につきましては、令和2年5月1日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

議案書の70ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億5,430万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億8,019万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、71ページから72ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

76ページをお願いいたします。

款2総務費、目10特別定額給付事業費18億5,430万9,000円につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金及び事務に関する諸経費でございます。

次に、歳入について申し上げます。

戻りまして、75ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、目2総務費国庫補助金18億5,430万9,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付費補助金でございます。

以上、承認第2号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから承認第8号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまでの補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより、承認第2号から承認第8号までの7件について、1件ごとに審議を行います。

まず、承認第2号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 一般会計の専決なんですけれども、13ページの款10の教育費の部分で900万円の賄材料費の減額が上がってるんですけれども、これは、今、学校は3月から5月まで休校になってましたけれども、この賄い費というのは3月、要するに年度末までの分の賄い費ということでしょうか、それとも5月末までを見越したものでしょうか。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 今ほどのご質問でございます。

先ほど申し上げましたように、元年度の予算でございますので、3月一月分の給食を休止したところによる賄材料費の減額分でございます。よろしくお願ひい

たします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 2点あります。

1つは、12ページ、財産管理費の基金積立金で、これたしか森林環境税への積立ですが、これは余った事業ということで積み立てられていますけれども、精算はされるんですけど、できたら、どういうふうに使われたのかというのをどこかで調べて示していただければありがたいなと思います。

2つ目は、今も質問がありましたが、900万の、いわゆる給食賄い費の問題ですが、賄い費、つまり材料費ですよね。僕は以前も、質問というんですか、したことあるんですが、賄いって言うと生産者に直接影響があったんじゃないか。例えばタマネギを契約的にとか、葉物を契約的に納入を依頼していると、それがなくなると、単純に時期としては市場に出せない状況になっているものもあるわけですね。つまり、本来、学校給食に納めるという契約で作っていたものが行き先がなくなって廃棄というのが随分話題になった時期がありますけれども、そういう状態はつかまれているんでしょうか。また、それへの補償についてはどう考えているんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） まず、1つ目の森林環境譲与税につきましては、これも昨年、議会でこの基金についてご説明申し上げましたところ、金元議員さんのほうから基金に積んでちゃんと管理しなさいということでご指摘いただきましたので、それに基づいて担当課のほうに指導をいたしまして、今回、精算をして積み立てさせていただくものはまずご理解をいただきたい。

それと、事業の内容についての報告ということで、それは決算時に決算成果表等でお示しできると思いますので、その点にチェックをしていただければと思います。よろしくお願いします。

それと、学校給食関係の賄いの材料関係につきまして、担当課のほうにもその旨は十分話をしてございます。いろいろ調査もしていただいて、農家の生産について、時期的に3月でございますので、その間に影響のあるものはなかったという報告はいただいております。

それと、町内の商店のほうから学校給食へ納めるものが納められなくなったことについての調査も併せてさせていただいておりますし、一事業者においては、

その一部損失補填といいますか、影響が、金額は少なかったですけれども、ありましたので、それに対しての対応は担当課のほうで行うように指示し、行っているところでございます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、いろいろな対策を打つ中で、私も、また各課も含めて現場の声、JAさんであったり社協さんであったり商工会、また商業を営まれている方、いろんな方のお声を聞かせていただきました。

農業につきましてはJAさん、それは4月頃でしたかね、まだそういった大々的な影響は出ていないということもいただきました。

ただ、今ありました商工業の給食を納めている方々の中で、ちょっと給食を納められないのは大変だという声もありました。そういったのを含めて、例えば商工業者の継続の事業、10万円の事業をつくったり、1日で大体給食費50万円かかりますので、子育て世帯、自宅で、賄い料が必要になるということで、1万円にするか2万円にするか、いろいろ議論があった中で、じゃ、2万円で行こうとか、いろいろなそういった情報の積み上げの中で今回の、また支援策を打っております。

この支援策、まだこれで終わりではなしに、次、第2ステージ、第3ステージといろいろ出てくると思いますので、しっかりと現状を把握しながら、4月の時点でまだ影響が出ていない事業者さんでも、ひょっとしたら5月、6月、7月と影響が出てくる可能性もありますので、こういったのもしっかりと今注視をさせていただいております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 農業というと、割とそういう、いろんなその人のそういう問題、一定緩衝的な、緩衝帯、被害がなかなか見えにくい、そういう状況が生まれる可能性があるんですね。例えば、自分のところで菓物を学校給食に使うということで生産している、余れば直売所とか市場へ出せばいいわというわけですが、この3月の段階でどうなるか分からない。4、5を含めて学校が休みになりますから、そこはちょっとしっかり調査をしてほしいと思うんです。

市場へ出しても売れない。売れないからどうするかといったら廃棄なんですよ、現実的には。そういうことをね。要するに、自分のところでもうしゃあないわと思うのが大体生産者。どうもならんけりゃ、キャベツとかハクサイでもトラクターで潰してしまうというのがよくニュースになると思うんですが、そういう状況

も実際生まれてると聞いてます。チンゲンサイとかそういうハウレンソウなんか
が引っこ抜いて野積みにされているというのがテレビでも報道されていましてか
ら、特に福井県の葉物、園芸生産者というのは脆弱です。大規模にやっている人
はいません。だから、少ない収入がなお少なくなる可能性があるんで、そこは十
分つかんで、やっぱり支援というんですかね、補償も含めて、国の制度に乗るな
らその制度も含めて支援をお願いしたいなと思うところです。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 永平寺町の特産品、今から出荷がどんどん始まっています。タ
マネギ、ニンニク、スイートコーン、またそして米、こういったのが出荷が始ま
ってまいります。

今、JAさんともお話をしておりますのは、僕、直接お話をしましたが、どう
いった影響が出るかがまだ見えないところもあるということです。しっかり
そこは情報を下さいと。急ないろいろな売上げの減であったり、見方によっては
外国からの品物が止まっているので、ひょっとしたら売れるのかもしれないとか、
いろいろな推測がされる中で、今後の農業の出荷についても今から情報を取って、
この永平寺町の場合はどういった影響が出るかというのをしっかり確認して、そ
して迅速に対応していきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 先ほど財政課長のほうから答弁があったと思うんですけど、
町内の給食材料を納めていただいています業者さんにつきましては、調査をしま
して、材料が十分納められないというふうな、そういう業者につきましては補償
をしている現状でございます。

また、牛乳を納めていただいています業者につきましても、あれは5月28日
ぐらいだったですかね、1パック70円の牛乳を役場の職員、それから学校関係
の職員が購入して、少しでもその補填になればというふうなことで、そういう
取組も実際に行っている現状でございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 収入のほうですけれども、地方交付税、これは最終かと思
うんですけれども、昨年と比べて、比較するとどれくらいなのか。決算で分かる
のは分かるんですけれども、もしも分かったら教えていただきたいのと。

あと、特別交付金で、子ども・子育て支援臨時交付金。幼稚園、幼児園の無償化ということで入ってきておりますが、算出根拠というのはどうなってるんでしょう。いわゆる1人に対してどれくらいのもが入ってくるのかな。それによって、支出の部分の何%くらい、これが賄えるのかなというのが分かったら教えてください。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） まず、交付税関係の特別交付税につきましては、昨年度と同等のレベルといたしますか、金額と承知しております。最終的な確認の比較はまだしてませんので。すみません、申し訳ございません。

それと、子ども・子育て臨時交付金につきましては、担当課のほうから、子どもの数の調査がありましたので、これを国のほうへ報告させていただいて、国のほうの算出でこういう金額の割当てがあったということでございますので、ご了承をいただきたい。私どももそういうレベルまでしか把握、根拠が詳しくは出ておりませんので、その点、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今の件ですけど、今ほど、同じような考えなんですけど、これによって結果的に国から補填された今までのかかっている費用というのを、差費というんですか、それはいつ頃分かってくるんですかね。例えば、今まで無償化になる前に当町が大体かかった費用というのは分かりますね。当然保護者からは入ってはきてますけど、それと、今現在、国がそういうふうな無償化にした関係で、町がどんだけ、例えば支出が多くなったのか、そんなのの差異というのは分かることはできないんですかね。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩します。

（午前 9時42分 休憩）

（午前 9時43分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 今のご質問でございますが、こちらとしましても根拠の数字を今お持ちしておりませんので、分かり次第、ちょっとご報告のほうをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 学校給食費のことで、900万円の部分で先ほど教育長が答弁されていた部分で少し不明瞭だったので聞かせていただきたいんですが、学校に対して直接困ってるんだけどという話があった場合には、補填を何かしら行われているというように聞こえたんですけど、その分を引いた上でのこの900万円という金額なのかなというのが1点と。

あと、5月29日の対策本部の中で、農林課のほうからのJAのほうからの報告で、学校給食のストップによってシイタケ農家さんがJAの融資を受けたというようなものもあるんですけど、これ確かに困ってる例の一つだと思うんですが、そういう事例は挙がっているわけですね、調査で。調査されているというわけですけど、実際にこれ、融資という形になってるんですけど、補填をきちんと公平に受けられているのかということを知りたいです。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 先ほどの900万円につきましては、単に予算計上分で900万円使いませんでしたということで減額をさせていただいたというご理解でお願いします。

それと、事業者関係の、どういう状況かという調査も国のほうから担当課のほうへ文書が流れてきておりまして、私どものほうも、町長はじめ、ちゃんとした事業者支援をするべきやという考え方、指示もしておりますので、各担当課のほうから事業者へ調査をさせていただいて、国の補助制度がありますので、それに乗れるものは乗るようにという指導もしておりますし、対応もしているところであります。

今ほど言われましたシイタケ農家さんのあれにつきましては、新年度に入ってからということでございます。大変申し訳ないですけど、今は最終専決についての3月分についての対応についてご説明申し上げているもので、若干の時は動いておりますので、その点は十分ご理解していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第2号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第3号、令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第3号、令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第4号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

○4番(金元直栄君) 令和2年度の

○議長(江守 勲君) はい。承認第4号です。

2番、上田君。

○2番(上田 誠君) では、お聞きします。

33ページのところですが、会計年度のその減額は分かるんですが、委託料ですけれども、これが241万円あるということですが、これの見通しというんですかね、そこらも含めて、ある程度計画の中でどういうふうな形で、例えば任用も含めて、派遣でずっと1年間賄うつもりなのか、そこら辺りも含めて確認をしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時51分 休憩）

（午前 9時52分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 現在の状況ですけれども、これ3月末時点で3名の不足ということで補正を上げさせていただきましたが、現在、この3名のうち1名は会計年度任用職員の採用が決まって、昨日から入っていただいております。

今、残る2名が派遣でということになっておりますが、実は昨日、またハローワークから電話がございまして、面談の希望の方が来たということで、今後また日程を設定いたしまして、なるべくこちらといたしましては会計年度任用職員というふうなことを思っております。

予算につきましては、今、3名分の振替をさせていただいておりますけれども、今後また、望ましくないですけど、辞めていく方もいらっしゃるかも分かりませんし、これはちょっとその場その場で動きますので、その辺、委託料と人件費のほうを調整しながらやっていかせていただきたいと。ただ、基本線は会計年度の採用をするというところで考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 基本的には会計年度職員さんでという思いがあるんですが、なかなか人手不足というところがある中で空白にするわけにはいきませんので、そういった意味も込めてこういった予算を組ませていただきたいなと思います。

それと、もう一つ。先日、私、このコロナの中で福祉業界のいろんな方々とお話をさせていただいたときに、人手不足で悩まれてた業種の皆さんが、今回、このコロナ禍の中で雇用を募集すると手を挙げてくれる方が増えてきたという福祉業界の方もいらっしゃいました。いろいろな業種の中で仕事を求められている方というのの需要と供給のバランスが何かこのコロナの中でできてきているのかな。今、給食の調理員さんも2人。3月の時点では本当にいなかったもので、今回こういった予算を組ませていただきましたが、というのも出てきましたので、またこれからしっかりとそういう一つの雇用の場としての機能も果たしていけたらいいなと思っておりますので、積極的に会計年度職員さんの雇用をしていきたいなと

いうふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 調理員さんの会計年度任用職員、これ今、学校教育課としても本当に一人でも多くというふうなことは考えているわけなんですけど、この前、新聞に小浜の調理員の件が出てたんですね。小浜は、もうかなり賃金を上げても調理員が実際に不足していると、結果的に業者委託にしたというふうな例もあります。

そういうことで、他の市町も同様に苦勞をしているというふうな現状であるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今聞こうと思ったことをちょっと教育長もおっしゃったので、その点も含めて聞きます。

まず1点目、前のときも派遣社員のときに結構契約になりますよね。派遣も、例えば何か月間契約とか、1年、1か月契約とかどうか。例えば、一応派遣に来られて、それでこんだだけ。途中で「ほんなら派遣に来なくていいよ」というような形では、やはり町として派遣会社との契約があると思うんですが、そういう関係。それから、派遣のところの専門性。要は資格というんか、ある程度やった経験があるんかとかというところを、あのときも結構、経験がない人が来てしまうという経緯があったというのがあるんで、そこら辺りの派遣の対応についてまず1点お聞きしたいということ。

それから、今ほど言いましたように、賃金のところと今ほどの外部委託のところもあるんですが、そこら辺りが町としてどういう考えかなというのもお聞きしようと思ったんですけど、今ちょっと答弁いただきましたけど。

再度、その2点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 理想と現実がある中で、理想としたらやっぱり会計年度職員さんで賄いたいという思いがありますが、現実、穴が空いてしまうといいですか、そこに人がいなくなりますと、子どもたちの給食の調理、これは大事なことになりますので、その安全、安心が確保できなくなってしまうということになります。そういった中で、こういった委託で外部から来ていただくということを取り入れていっております。

できるだけ知識、経験がある方に来ていただくことが大事ではございますが、サポートという形でも、現に各調理室には正職の職員を、一昔、数年前までは正職が配置されてなかった時代もあったんですが、今は各調理室に責任者となる正職の調理員さんを配置しております。大きいところには2名配置しております。そういった方々に指導をしていただきながらサポートをしていただく、そういったことが大事かなというふうに思っております。

それと、もう一つ。理想の現実のところ、これが、先ほど申し上げました、雇用の受皿になればいいなという思いはあるんですが、この後もなかなか手を挙げてくれる方がいないという現状が続くのであれば、また次のやり方を考えていかなければいけないなというふうに思います。そこには子どもたちの食を守るといふしっかりとした現実がありますので、そこはしっかりと対応をしていかなければいけないなと思います。それが外部委託なのか、いろいろなやり方はあると思いますが、そこは決して乱暴にやるのではなしに、基本的には自前でどうやってやっていくかというのを基本に考える。ただ、できなくなってきたから、じゃ、次の展開というのはやっぱりしっかり考えていくのが今の私たちの責任だというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） ちょっと誤解をしないでほしいんですけど、業者委託をするというふうな、そういうふうな気持ちは今は持ってないわけですね。そういうふうな調理員さんの会計年度任用職員を雇用するのはなかなかほかの市町も苦労しているということを分かっていたきたい。でも、うちの学校教育課も何度も何度も繰り返し求人し、一人ずつ会計年度任用職員が増えてますので、そういうところをご理解していただきたいというふうな意味合いで言いましたので、よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

○2番（上田 誠君） 派遣との契約のところはどうなった。派遣をやっているでしょう。派遣会社との契約があるんじゃないか。例えば何か月間の雇用契約とか、そういうときに今のその会計任用のところとの関係があるんで、そこら辺りは。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 現在、人材派遣会社との契約は、大体3か月ごととということらせていただいております。

それで、4月1日専決につきましては4月から7月ということで計上させていただきました。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 要は3か月間の雇用、例えば3名なら2名とか3名になりますね。その間に、例えば、募集をかけてた方で来ましたと。そうすると、そこでダブる形になってきますよね。要は、向こうとの会話で、ほんなら7月からいいですよってなればいいんですが、こんなことを言ったら大変失礼ですけど、やっぱりその方もほかのところで職を持ってるわけですよ。7月まで待ってて、そこから入って替わるということはなかなか難しい面があると。例えば手を挙げた方が来月から働きたいというふうになった場合に、今の派遣会社との3か月の雇用契約の中からいくと、そこら辺りの調整がきちっと、今言う、町長も言ったように、ある面ではその手が足りても、ある程度そこら辺りは今の慣れていたことも含めて雇用するんだよという発想なのか、いや、7月まで待ってもらおうとか、そこら辺りの調整はどうなさるつもりかなと思って確認したかったわけです。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 現実的には、ちょっと今、派遣のほうも実は1人見つかってない状況です。昨日ハローワークからお電話いただいた方も、面接が済んで、検便なり白衣の調達が終わればすぐに入っていただくようなことを考えております。

ただ、もう一人会計年度さんの応募がありましたときには、これは派遣会社及びその会計年度に応募してきた方と調整いたしまして、派遣の切れ目から入っていただけるかどうか、そこら辺は調整が必要になってくるかというふうに考えております。

○2番（上田 誠君） 。

○学校教育課長（多田和憲君） はい。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今の学校給食調理員の確保の問題ですけど、派遣会社でということを行っているんですが、根本的に何かやっぱり対策を考えなあかんのでないかということで、ちょっと私も考えてみました。

一つは、単価の引上げで直接募集してはどうか。小浜の例があつてなかなか集まらないというのが出てくるんかも知らんです。

それと、もう一つ。正職員として確保ということもあり得ると思うんですね。ただ、そうはいつでも、これは汚いというのは別にして、いわゆる大変な職場として3K職場という表現がありますけれども、そういう意味では大変な職場だと思うんです。今現在、担当職というのを設けてますけれども、もうそれは見直しの時期に来てるんでないか。そこも十分考えていく必要がある、魅力ある職場にするというのが一つです。ほんで、会計年度任用職員が一つの解決策になるのかなという、単純にそうはならないということもあるように思うので、そこも十分考える必要があるというのが私の考えです。

もう一つ。やっと入ってもらった人、辞めていくのがやっぱり実態として多いんですね。どうして定着しないのかという原因究明と対応策をやっぱり取っていないと、やっと入ってきてやられた人たちがなかなか育ち切れずに辞めていかれるという実態があるようなので、その辺をやっぱり、待遇の見直しも含めて考えていくことも大事なんではないかなって最近ちょっと思うようになってます。その辺はいかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 今、いろいろなご提案いただきました。

単価の引上げにつきましてですけれども、これ今年度から制度が変わりまして、今までの非常勤から会計年度任用職員に変わりました。単純に賃金、時給計算しますと、これ期末手当を時給にならすという形で計算してみたんですけれども、これまでの制度ですと、5年目の方でおよそ時給は1,000円ちょっと。今現在ですけれども、これは資格ありの方でならしますと、千二、三百円、1,280円ぐらいというふうに、相当金額面では条件はよくなっております。ただ、そういった条件を提示しましてもなかなか応募がないといったことが事実としてございます。

あと、辞める理由ですけれども、これはちょっと、たしか過去、教育民生の委員会でもお話ししたんかと思うんですが、人によっていろんな理由ございます。例えば、当然収入が少ないといった方もあります。また、ご家族の介護が必要になったというようなこともございます。中には、あまり、例えば130万の壁とかいうような、あれ以内に押さえないのでというところで条件的に合わないとか、人によってそれぞれ、人間関係ということもございます。体調を壊されたということもございます。それはそれぞれ個人さんによって、もっと欲しいという方もいらっしゃいますし、ここままで抑えたい等いろいろですので、それはもうケー

ス・パイ・ケースで条件折り合わせて採用していくしかないなというふうに思っているところです。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 根本的に今完全に、この日本は人手不足、担い手不足、これが本当に大きな課題になってると思います。いろいろなところで、昔ですと募集するといろんな方が来てくれたんですが、そういった、逆に神話は終わった。そういった中で、来なかったらどうしようか、この人数でどうやって回すか、じゃ、どういうふうな仕組みを考えていくか、これをやっぱり真剣にテーブルの上ののせていかなければいけないなというふうに思います。

よくSDGs、持続可能という言葉も出てきておりますが、その持続可能な仕組みをつくるには、それなりの改革であったり変革、こういったことをしていかなければ何も課題解決ができないというのがあると思いますので、この給食の調理員だけではなしに、いろいろな分野でいろいろな取組をしていこうというふうに思ってます。これは決して役場を持続可能な役場にするのではなく、町を、これからまた町で生活する世代を、持続可能に生活できる町にするためにどうしていかなければいけないかというのをしっかりと考えていかなければいけないと思いますし、今回このコロナ禍の中でいろいろなことを考えさせられたり、新しい、電子化であったり新しい技術の導入であったり、こういったものをやっぱり積極的に取り入れて、取り入れていっているところが対応もすぐできているという例もありますので、こういったことも併せてしっかりと考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 今の学校教育課の取組というのを少しご紹介したいと思うんです。

学校給食の担当、それから課長、かなり会計年度任用職員、それから正職員を含めていろんな情報交換してるんですね。そして働きやすい職場というふうなことを前提にして話合いを何回もやっていますので、そういうふうなことも少しご紹介し、取組を認めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は内容をいろいろ聞いてますけど、内容の細かいところまでいろいろ、これが問題だ、あれが問題だと言ってはるわけではないんです。根

本的に見直すというところでどういう視点があるかということをつつもりです。特に、職場の中の問題も含めて、辞めていかれる人たち、やっと入ってこられた人たちですから、十分、もし辞められるというのなら、やっぱり十分にそれ以後も話を聞いて、職場の改善につなげられる課題が見つければ幸いですから、そういうことも含めて積極的に取り組んでほしいという提起です。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今取り上げられてます人材派遣業務の委託というところですけれども、これは4月、5月、6月、7月の4か月間ということで補正予算を計上されたと思います。

一つ、これ予算実行ベースで捉えますと、4月、5月は給食センター及びその調理室は稼働してないという状況。その状況を捉えて、今回のこの派遣業務の契約はどのようにされたのかということですね。6月1日から給食再開されてますから。

それと、先ほど派遣業務の契約は基本的に3か月というお話ですけれども、この補正予算の期間を見ますと4か月ということですが、そこら辺、派遣業務の契約の考え方、具体的な、1か月契約なのか、3か月契約で今回臨んだのか、その点をちょっとはっきりしていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） すみません。今ちょっと手元に契約書を持ってきておりませんが、これまでの経験で申しますと、一応3か月ごとに更新していくと。それまでに会計年度が見つかったら採用していくという形を取っております。

今の契約ですけれども、4月からお1人の方、派遣の契約をしておりますが、今現在、現場動いておりませんので、それに関しては、支払いにつきましては出面といいますか、時間幾ら、出勤の時間当たり幾らというお支払いになっております。今、これ3月末時点の計上を補正でしたので、ここまで延びるのも思っておりませんでしたので、一応7月までは、途中からでも、学校が再開したらすぐ入っていただけるという思いで契約しました。現在までの間、支払いはございません。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第4号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。10時30分より再開いたします。

(午前10時15分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、承認第5号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。承認第5号です。

10番、川崎君。

○10番(川崎直文君) 防災費のコピー機、それからプリンターのリース料が計上されているんですけども、これは説明のときに4月、5月、6月の3か月間のリース料と伺っております。分散業務が6月で終わる、その後は元の体制に戻るのかというところを関連で確認させてください。

○議長(江守 勲君) 総務課長。

○総務課長(平林竜一君) 分散業務につきましては、6月以降も引き続き行う予定をしております。ただ、いつまでということにつきましては、状況を見ながら判断していきたいなと思っております。

○議長(江守 勲君) 河合町長。

○町長(河合永充君) 分散業務は今、ふれセンと四季の森でやっておりますが、公民館でもやっておりました。公民館は避難所になっておりますので、これから出水期を迎える中で公民館は開けておこうと。また、ふれセンも公共施設の再開が始まります。事務室は開けさせていただいて、奥の会議室2つで9名が入ってお

りますが、これも場所については考えていかなければいけないなと思っており
ます。

ただ、国のほうの指針でも、業務のやり方といいますか、これは引き続き行
うようにという指針も出ておりますので、これについてやっていきたいのと、も
う一つは、やっぱり非効率的なところもあれば、今回やったことによって効率的
、課を横断して連携を取ってできるという、こういった事例も出てきておりま
すので、しっかりと分析をして、どういうふうな形に持っていくかということもや
っていったらなと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。よろしいでしょうか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） これ、今3号ですよ。5号って聞こえたんですけども。

5号？ 2号？ すみません、めちゃ間違えました。今、総務課の分散の話さ
れてたんで。5号って言いました？

○議長（江守 勲君） 承認第5号です。

○11番（酒井和美君） 取り消します。すみません。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 43ページのところだと思いますが、消耗品529万8、0
00円。この前のコロナのあれのところのいろんな消毒の費用とか、それからマ
スクとか配布のいろんな一覧表を頂いて、こういう形だになって分かってます。

ただ、これは需要的に大体どれぐらい見越したのか。例えば、半年分ぐらい見
越したのか。今後またコロナの、引き続き長期化する云々がいろいろあるとは思
うんですが、もしも長期化するときにはまた補正を組んでやっていくというふう
な発想でよろしいわけですよ。大体これは半年分というんか。ある程度、収束
して使っていくのが少なくなるというのはあるかもしれませんが、消毒液とい
うのはずっと今後、ある程度収束してきても、各学校であるとかいろんな公共施設
であるとかそういうところでは使用していくわけですので、大体これはどこで、
1年分を見たのか、半年分を見たのか。今後、当然補正も出てくるかと思いま
すが、そこら辺りのちょっとめどが分かって補充したんなら、その点ちょっとお聞
きしたいなというふうに思ってます。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 消耗品に関しましては、4月、5月、6月分のマスクあ
るいは消毒液等の衛生用品の購入ということで見ております。その消耗品の中に

は、避難所運営のための簡易的なテントであったり間仕切りであったり非接触型の体温計であったり、そういったものも含まれておりますので、この金額に積み上げ上、なっております。

また、7月以降の衛生用品については、今後の補正のほうで要求させていただいております。また説明はさせていただきます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 庁舎の、何というんでしょう、分散することによって通信をするんですけど、県からの支援というのはないんですかね。たしか国の補正の中には公共投資の早期執行等に係るデジタルインフラとかというようなところもあるんですけども、入ってこないんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） コロナ関係の国の補助金のことのお問合せでございますが、私どものほうまでには、今ほど言われたような補償の制度はありません。県のほうで止まっている、もしくは国がやるものについての制度設計になっておりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ただ、臨時交付金、今、国が自治体に1兆円の振り分けをしました。あれについては、例えば商工観光課の継続事業で言ったら、子育ての2万円であったりああいったものに充てられるようになると思います。それについてはやっぱり申請をしなければいけませんので、申請をしています。

永平寺町に割り当てられた金額が1億1,500万。1億1,500万が今割り振られておりますので、これについてはしっかりと、既存の行った事業でも申請することができますので、しっかり申請をしていきたいなというふうに思っております。

ただ、そしてその後の、マスコミ等で第2弾とかいろいろありますが、それについてはまだ情報を集めておりますので、それは次の段階になるのかなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

暫時休憩いたします。

（午前10時3分 休憩）

(午前10時3分再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

質疑、ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。討論よろしいですか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第5号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第6号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 52ページ、歳入のところで寄附金があります。

僕、前から言ってるんですけど、寄附金は、寄附金があった次の議会にはちゃんと名前入りで報告してほしい。これ、例えば企業あたりからあった場合など、その企業から寄附金が来るといのは、今、ふるさと創生の問題で地方税法の見直しなんかもありましたけれども、ひもつき寄附金というのも議会のチェックの仕事なんですね。そこはやっぱりきちっと、以前は、旧松岡では報告があったんですわ。そういうことのためにね、ぜひしてほしいと思います。

逆に言うと、こういう大変なときに寄附していただく、行政でもっと役立ててほしいということで寄附していただいてこちらが助かるということもあるわけですから、そこらはやっぱりきちっと公にすることで。もう一つ、篤志家の心の中にはね、名前を明らかにしなくてもいいというのがあるかもしれませんけれども、そこは少なくとも議会内では公表しておく必要があるんでないかというのが一つです。

2つ目は、54ページ、商工費の事業継承応援給付金。

町独自の事業ということで、町独自の事業は大きく言って3つありますけれど

も、その中の、やっぱり目標は500件で計算してあるようですが、現実的に今申請されているのはどういう状況なのか。また、交付されたのはどれくらいなのか。これはいわゆる国のこれと同じような給付金というんですか、補助事業がまともに機能していない面もある。事務受付なんかも滞ってる。国ではそれを受けたところが問題になっているという状況がありますので、町独自の事業としては非常に大事で、中小企業の皆さんも喜ばれる事業やと思うんです。その実態がどうなのかというのをここで示していただくとありがたいんですが。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 寄附金に関しましては、今回、新型コロナウイルス感染症対策のために使っていただきたいということで寄附を頂いているものです。

寄附を受ける際には、ご本人に、マスコミの公表とかいろいろなことに関して了解をいただいているというのが現状でございます。

ただ、議員おっしゃるように、全協とかそういった場で報告するというのも今後必要だと思いますので、本人の了解等も得ながらそういう取決めをしていきたいなと思います。

町のホームページとかフェイスブック等では公表しておりますが、広報紙も。一部、新聞等はと遠慮される方も中にはいらっしゃいますので、その辺も含めてご理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 応援給付金の現状でございますけれども、6月1日現在で一応79件の申請をいただいております。申請受付が5月15日だったかと思います。

支払い関係でございますけれども、この79件につきましては、第1回目の支払いは先月、5月25日にさせていただきました。2回目の支払いを今度、6月10日の日に支払いをするということで、6月10日現在ではこの79件が一応支払いをさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 給付の問題で言うと、ホームページや広報やっというんですけど、予算に関わることですからね、それは報告の義務もきちっとあるわけですよ。そこはきちっと議会にしてくださいということです。ここにも予算計上してあるわけですから。だから、そういうこともしてあるということをお願いしたいの

で。マスコミに出て議会が知る状況だけはやめてほしいというのは、ちょっと思
いとしてはありますね。分かります？ 報道が先というのは、僕はあんまりいい
とは思わないんですが、要するに、ちゃんと議会に随時、例えば年4回の議会で
もいいですから、きちっと。

以前はね、学校のPTAなどから、スキーとかテレビとか図書館、そういう意
味でのいろんな寄附があったわけですよ。それらも含めて全部一覧表で議会ごと
に出ていたわけです。当然お金もありました。私の知っている限りでは1,00
0万という寄附は二度あったんじゃないですか。そういうことも含めて、きちっ
と報告されるべきではないかということです。

ちなみに、その問題は、企業と行政の癒着の問題にも関連する場合があります、
これはここでは直接は関係ないでしょうけれども、例えば原発立地での、いわゆる
原発企業からの寄附行為ですね。名前を伏せてというのはよくあるんですが、
それが高浜のああいう例を生んだということも言われているので、そこは十分気
をつけてやっぱり報告してほしいと思います。

2つ目ですが、その79件。500件で計算して79件、これはやっぱり趣旨
としては本当にみんなに申請してもらえるようにということで、いろいろ働きか
けはしてるんだろうと思うんです。現実的には、この79件の到達についてどう
思われるのか。要するに、思っていた程度の数字だとか、いや、少ないんではな
いかとか。もし少ないとすれば、どういうところに課題があるんかとかいうこと
で、こういう緊急時ですから、本当に申請してもらうことが第一です。そこをど
うお考えなのかということをお聞きしたいですね。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今回の寄附につきましては、先ほど申しましたように、
コロナに関する寄附を頂いているということで、先ほども言いましたように、ご
本人のご了解をいただいて、できるだけ、やはりこういったことは新聞等でいち
早く住民の方にお知らせしたいなど、こちらの思いでどうしてもマスコミのほう
が先になってしまったということですので、議会のほうにはまたご報告いたしま
すけれども、そういったこちらの思いもご理解いただきたいなというふうに思い
ます。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） この79件の申請でございます。

今回の応援給付金につきましては、一応2か月連続して売上げが20%減って

いるというところを対象にさせていただきます。

これまでいろいろ分析をさせていただきますと、いわゆる業種によっていろいろと時期が変わってきている。一番先に飲食業が来ました。今、繊維とか商業関係。業種によってばらばらでございます。一応、先月までの受付については3月、4月分、今度4月、5月分が6月から入ってくるということで、やはり、先ほど言いました業種によってかなり差があるものですから、当初は7月15日までの申請としておりましたけれども、一応これ、9月末日までの申請という形で、やはりいろんな業種によって違うのと、また、中身を分析しますと売上げが相当落ち込んでいるところ、言うと、80、90%を超えているようなところもございます。私どもとしましては、町内の多くの業者様、やはり今後とも事業を継続していただきたいという思いですので、また周知させていただいて申請を受け付けさせていただきますというふうに思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この事業継承応援給付金ですけれども、僕は、やってみて、今言われたように分かるところがあると思うんですね。そういうところで追加対策も含めてどうするんかということも考えられる場合があると。予算を持ったんですから、それが本当に生かされるようにもう少し考えることもあっていいのかなと私は思うんですが、そういうこともぜひ考えてほしいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 金元議員おっしゃるとおりだと思います。これを今、10万円の給付をやりながら79件。また、その業種によっては後からそういう影響が出てくる業種もあるとは思いますが、また、2か月だけではなしに、ずっと長く不況が続く、そういった業種も出てくると思います。

決して、今回のこの承認の3つの案件、もう一つは子育ての利子補給の増もありますが、これはこれで終わりではなしに、またここをしながら、次の段階がどういったものがあるか。最初はこのコロナから命を守るために緊急事態宣言があって、今の時点では、今度はウィズコロナ、コロナと共にどうやって社会を回していくか。そしてその後にはワクチンができてアフターワクチン、こういった中で社会の経済、こういったものをどういうふうに戻していくかというのもしっかり分析をしながら、今が既に緊急事態ですので、しっかりと町も積極的にいろいろな助けをしていきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 議案書の53ページの上段の防災費105万7,000円が計上されているんです。通信の設備の工事と、それから一般備品ということです。

補正予算の説明書を見てみますと、補正予算の説明書の3ページの左側になるんですけども、出水期を迎える準備として松岡公民館の避難所機能の確保、それから四季の森文化館と本庁の連絡体制の強化、3つ目、本庁、各支所の窓口業務において円滑な対応を確保するというので、この3つの捉え方になるんじゃないかなと思うんですけども。

これは実態は、本庁と四季の森文化館の間のウェブカメラによるネットワークでの連絡体制ですか、これを一つ強化しようということ。

それから、窓口業務で、何か遮蔽板があるんですけども、お互いに2台のマイクを据え付けて会話ができるようにということが、会話補助機の52台だと思うんですけども。特に松岡公民館の避難所の確保という具体的な避難所を確保するために設備投資するとかって、そういう案件ではないですよ。ネットワークでの、先ほどの分散業務をやる。本庁と四季の森の間のネットワークでつないでいろんな会議の効率を高めるということが一つ。

それから、各支所、それから各施設での窓口業務のマイクを設置しましょうと。このことをちょっと確認したいと思いますが。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 議員おっしゃるとおりでございます。

最初は、松岡公民館、各支所、ふれあいセンター、四季の森に分散しておりましたが、出水期を迎えるに当たって、松岡公民館が避難所になっておりますので、そこに執務をしていた職員を四季の森のほうへ移転するというので、その移転のために必要なネットワークの配線工事とかそういった工事費が中に含まれております。

また、4月の当初に分散してから、先ほども町長申しましたように、いろいろ検証する中で、やはり離れていて不便なのは、なかなかすぐに意思疎通といいますか、そういったコンタクトができないという中で、ウェブカメラを活用したテレビ会議といいますか、そういったものができれば、お互いに離れていても課同士の意思疎通、あるいは向こう四季の森とこちらとで会議をする場合にも、一々

こちらのほうへ出向かなくてもできるのではないかというふうなことも含めて、ウェブカメラに関する備品の購入等でございます。

会話補助機につきましては、アクリル板を設置しまして飛沫感染防止に努めておりますが、やはりどうしても応対する側、住民の方もマスクを着用しておりますので、その会話なかなか聞きづらかったりするといったこともこのコロナの影響で見えてきた部分でありますので、それを解消するために会話の補助機という形で購入をさせていただいたということでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっと私、分からんところというんか、あれなんです、たしかいろんな庁舎とそれぞれの、今言う四季の森であるとか、そういうところには光ケーブルが出ている、入っているんですね。それは当然、維持契約でやっているわけですね。これは多分、N T Tの専用回線か何かを引っ張ってやっているんだろうと思うんですが。

要は、私言いたいのは、今現在、庁舎間とかいろんな事務所関係にそういう光ケーブルの一つの構築がある中で、それを有効活用しているのかどうか。もしも今のそれが、例えばN T Tの専用回線を借りる借りんとかそれだけで済むのであれば、そういうふうな回線は維持経費として削除できるわけですから、そこら辺りの考えがね、もしもそういうのを、今まできちっと光ケーブルが入っているのなら、それを運用できるような対応、今後またそうなったときにはそれをすぐ利用できるような対応を取るであるとか、そこら辺りの全体のシステムは私まだ分かりませんしあれなんです、そういう発想は持っていらっしゃるんか、それはちょっと確認したいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 基本的に、今回移転した施設というのは、行政のインターネット、行政専用のケーブルが入っている施設をまず最優先に、後々引くことはなかなか難しいので、公民館、四季の森、ふれセン、ここには行政の事務所もありましたので、もともと行政の、このラインがやっぱり職員同士がつながるラインですので、これをまず最優先にやっておりました。四季の森と公民館にはW i - F iも入って、公民館もW i - F iは避難所やで入ってございまして、職員もそのW i - F iを使って調べ物とかそういうのはやっておりました。

ただ、ふれセンについてはW i - F iがありませんので、ちょっと職員に不便

をかけているところがありますが、行く行くは四季の森のほうに移ってもらうのかなというふうに思っております。

それとあと、公民館を今、避難所としてなってますので、今回移動をさせていただきました。これも、避難訓練、また自主防の皆さんとなかなか接する機会が少なくなっておりますので、できるだけ今までどおりの避難所で、避難所を変えてまた混乱をすると駄目ですので、今まで取り決めた避難所を、これから出水期、また地震とかに備えるためにも、やっぱり公民館は避難所として必要だよねという事で、今回、公民館で一部教育委員会の業務をしてたのも四季の森のほうに移ったというのもあります。

それとまた、支所のほうにも住民生活課、税務課の職員が行って、分散で仕事をしております。そういった点で行政のLAN、これを今最優先に判断させていただいたということ。上田議員おっしゃるとおりだと思います。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 要は、どう言ったらいいかな、その都度その都度に応じていろんな回線を結んでると思うんですが、そうなるとう過去の回線とか光ケーブルのそんなものの構築がもしも、不必要というんじゃないけど、そこら辺りの全体的な運用の仕方を再度見詰め直すことによってランニングコストの軽減になっていくとか、そういうことも考えられるんじゃないかなと私思って今質問してるので、また一度そういうような、きちっと再度見直しがかかるのであればそういうようなことをしてもいいんじゃないかなと思ったので、ちょっと質問をさせていただきました。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） それがWi-Fi。光によって職員がWi-Fiを使えて。そのWi-Fiがあればフェーストゥフェースのあれができますので、よほど速い処理とかいろいろなのはまた別になりますが、そういったので対応ができております。

ただ、それだけではやっぱり弱いところもありますので、またこれから、一つの分散型の仕事、これまたテレワーク、家でするのか離れたところですか。業務の中でも非効率的なところもあれば、逆に離れてることによって効率的だという報告も受けてますので、こういったことも1回精査しまして、また働き方改革の次の段階に持っていったらなというふうに思ってます。

今回、いろんな分散をしました。このコロナ禍じゃない中でですとなかなか実験的な分散はできませんが、今回したことによっていろいろなメリット、デメリ

ットというのでも出てきましたので、それを、今回得たいろいろな経験を働き方改革のほうに生かしていきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 商工観光課の事業継承応援給付金に戻らせていただきたいんですけども。

これの給付金の要綱というか、年間130万円以上の売上げがある事業者で20%以上の減少が2か月継続って、すごく敷居が低くていい給付金だと思ってありがたいなととても思っているんですけども。この金額で考えると、もちろん白色申告しているような事業者さんも対象になるということ想定されていると思うんですけども、この前年比2か月売上減少というのは、青色申告でされているような方というのを対象にしているように見えるわけですね。なので、そういう白色申告してるんやという事業者さん、いわゆるスモールビジネスの皆さんのお声を聞くと、「やはりちょっと。うちは帳面ちゃんつけてないで、これはもう申請できんのか」って最初から諦めていらっしゃるんですけども。もちろんこのラインにされたということは、そういう方でも申告できるようにと考えられていると思うので、そういった帳面をふだんつけてられないようなフリーランス、スモールビジネスの方に対してどういう対応をされているのか、どういう手ほどきの仕方をされているのかということをお願いしたいというところ。

あと、もう1点。この給付金の交付対象として3種類の農家さんが対象外とされているんですけども、例えば、事業登録している個人農家さんというのは対象外になっているのでしょうか。それも税務署に事業所登録しているような個人の生産農家さん、それで生計を立てているような方、そういった方というのはどうなるのかなというのがちょっと疑問に感じまして。例えば、先ほどの学校給食の話なんかでも、それでちょっと売上げがなくなってしまったという方はこの給付金があたっているのかなというのを疑問に思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） まず、この対象ですけども、青色は当然ですけども、白色申告についても対象としてございます。今おっしゃるように、売上げが分からないという場合があると思います。ただ、私どもとしては、やはりこれからも町内で事業をやっていていただきたいという中で、ただ、その売上げそ

のものがどういう状況かというのは、やはり私どもとしては知りたいものですから、役場に来ていただいて自己申告をしていただく中で、そういった売上げが下がっている、例えば白色申告しているのであれば、年間の収入、年間の所得というのが出てまいりますので、そういったものを加味しながら私どもとしては、今申告して該当するのであれば該当させていただきたいなというふうに思っています。

今の農家の方ですけれども、実際に当初考えてましたのは、いわゆる中小企業基本法の対象という形の中に農家の方も実はいらっしゃいます。ただ、今回につきましては、まず営業所得、営業収入のある方を一応対象とさせていただいて、ただ、先ほど言いました事業によってかなり売上げとか時期が異なっている。これは話が別になりますけれども、繊維の方のお話を聞きますと、やはり繊維というのは商談とかがあって初めて商売が成立すると。でも3月、4月は商談に行けないという形で、商談ができないということは仕事の受注ができないということで、極端な話、それは5月までは仕事があるけれども、6月以降ないといった方もいらっしゃいます。

農家の方につきましては、今考えてますのは、これからやはりもう少し幅広くやっていく必要があるのではないかとということで内部でも考えているんですけれども、今現在はあくまで営業収入のある方を対象として事業を実施させていただいているという状況でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 先ほど町長の答弁でありました国の4月補正の地方創生臨時交付金1兆円のうちの本町割り分が1億1,500万ということではありますが、この今回の補正の大きな目玉3つについてはそれを対応するということであろうかなと、先ほどの答弁でそう思ったんですけれども、いわゆる申請をしなければいけないというところの中で、この商工業者への支援というのは9月まで申請受付を延ばすということになりますと、その県への申請ということがそれまで大丈夫なのかどうかということはないんでしょうか。というのが1点と。

あと、子どもへの2万円の給付金ですけれども、これ一番最初やったのは、多分隣の勝山市だったと思います。6万円という、びっくりをしたんですけれども。多分その根拠も新聞報道ではされていたんですけれども、本町の2万円という額を設定したというのは何か根拠があるんでしょうか。

あと、商工会の支援金ですけど、79件申請があって、全部支払い対象になるということで理解すればいいんですよね。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 今ほどの質問の中の一番最初に質問されたことについてお答えをさせていただきます。

国の政策としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という制度のお話をされていたと思うんですが、その対象となるものにつきましては、地方単独事業で令和2年度の補正予算に計上された予算規模で申請をしてくださいと。それが5月18日までに県のほうへまず打診をして、5月末に県を通じて国へというふうな流れで事務を進めていると思います。担当は総合政策課でやっておりますが。

今ほどのご指摘でございますが、予算規模で申請をしようということでございますので、予算では5,000万見てありますので、時期的なものは十分クリアできるという認識でおります。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 子育てにつきましては、先ほどもありました、まず永平寺町では給食無償化をやっておりまして、ただ、給食が止まりました。先ほど3月中で900万円、不用額という形で出させていただきましたが、そういった中で給食費も自己負担で子どもたちの賄いをしていただかなければいけないというところと、これもやっぱり数か月続くなというふうな、当初見込みを、現に3か月続いたわけなんです、それもありません。それと、幼稚園、各児童クラブ、この期間、できるだけ家で見てくださいというお願いもさせていただきました。やはり今回、子育て世代の家庭の皆さんの負担というのは大きい中で、給食がない分、そして負担の分ということで、今回、2万円という金額を設定させていただきました。

昨日から学校が始まっておりますが、永平寺町では、給食は始まってない自治体もありますが、この永平寺町では給食は昨日から再開させていただきました、給食を食べて帰るというパターンになりますが、少しでも、今までちょっとイレギュラーにご苦労をかけた保護者の皆さんへの足しになればなというふうにも思っておりますので、その辺、ご理解をよろしく願います。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 先ほどの79件ですけれども、申請そのものはもう

少し多いと申しますか、実はこれ、2か月連続して売上げ減少ということで、中には、3月は売上げが全く落ちてないと、だけど4月だけ落ちてるという方については、申し訳ございませんが、6月に入ってすぐ申請してくださいということになってます。そういう方が何件かございました。

あと、もう一つ。やはり中には、売上げが毎月イコールということではなくて、この月は売上げがあるけれどもこの月は全くないとか、そういった方も結構いらっしゃるのが実態でございました。そういった方につきましては、ちょっと様子見まして6月に、例えば2か月、3か月の平均で出させていただくとか、極力そういう応援していきたいという気持ちでございますので。ただ、今現在の要綱の中では、その2か月連続ということがございますので、今申請されたけど来月にしてくださいといった方が何件かはいらっしゃるということでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第6号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第7号、令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第7号、令和2年度永平寺町上水道事業会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第8号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) これは国の、いわゆる1人当たり10万円の給付の問題ですけども、本当に地方自治体では支給がかなり早くというんか、多くの人に手が届いてるところでは僕は評価しているところですよ。

ただ、中にはやっぱり課題もあるんじゃないか。これも前から言ってますけれども、例えば住所を移転せずにDVなどで避難している人たちがいらっしゃる。そういう人たちにどう給付するのかというのが課題だということを以前から報道もされています。それは本町でどうなってるのか、どう対応してるのか。

それと、たしか29日に10万円の給付が、5月29日に振込があるという話ですが、当初はたしか8割とか85%ぐらいの到達だという話をしていたんですが、実際どれだけ振り込まれているのか。ただ、これを取り組む中で職員さんはいろんな確認を含めて大変なことをされたという報告もありますけれども、実際この中で、やっぱり課題ですかね、何かそういうのが見つければ、こういう機会に示していただければよかったのではないかと。それが一つです。

それと、やっぱりこれは国の事業で一気にやらなければいけないということで、いろいろ行政が窓口業務を含めて煩雑なところがあったと思うんですが、コロナの問題で前から言ってるんですが、これまでに町で、いわゆる事業をされて増えてきた仕事、それらをどうしているのかということで、対応の問題。あと、それに対応することで手が足らなくなって、要するに繰延べしていく事業も含めて、やっぱりどこかでそれなりに整理して示してほしいということを前に言ったと思うんですが、それがどうなっているのか。いつ頃また示されるのかということも含めてお聞きしたいと思います。

○議長(江守 勲君) 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） まず、DVの対応について、その仕組みをまず説明させていただきます。

議員おっしゃるとおり、住民票を変えて避難している方もおりますが、その方については特に問題ございません。ただ、住民票を変えずにしている方につきましては、その居住している市町のほうに避難をしているという証明をつけてもらって申請をいただくことになります。その申請を受けた市町が、県のほうにそのことをリストとして提出をすると。県のほうから、その住民票がある市町のほうへ、その避難をしている方についての申請についてはということで連絡が行くということで、そういう対応を市町、県と連携して行うということになっております。そういうことでご理解を願いたいというふうに思います。

次に、第1回目の給付について申し上げますが、5月29日に第1回の給付をさせていただきました。当町の実態としましては、世帯としては5,620世帯、給付額としましては16億5,660万円を給付しております。当初予定していた数字から申し上げますと、世帯について87%の給付でございます。給付額につきましては90%強という形で、当初予定していたというか、見込んでいた数字よりは多くの申請をいただいたということで報告させていただきます。

次に、課題等見えたところでありますが、事務上、特に課題というふうなことについては私のほうは認識はしておりません。通常どおりの事務を粛々と行ってきたということでございます。

ただ、短期間の事業でございました。それと町民の関心も非常に強い事業でございました。それと、国のほうは簡素で申請できるというふうには申し上げておりましたが、実際申請いただいて、その審査等にはやっぱり慎重を来さなきゃいけないということがありまして、審査事務にはもともと住民生活課、税務課、支所の3体制で連携してやるということになってましたが、やっぱり審査については5,600件という膨大な量でございましたので、その1週間前の4日間については、総務課長に依頼しまして、各課からの応援を求めて実際行ったということで、我々としては、町民にお約束をしました5月29日、5月20日到着までについては5月29日にしますという約束を守るべく、職員一丸となって対応させていただいたということで報告させていただきます。

まだ申請された方もおりますので、第2回目給付以降、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 新型コロナ関連の全体の中の事務の減少あるいは増加につきましては、今、各課に照会をかけまして調査をしているところでございますので、まとめ次第、またご報告させていただきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この10万円の給付の問題ですが、役場は万全の体制を取られて全庁体制で取り組んだということで、本当に大変だったと私は率直に思います。

約9割の額が支払われたということですが、あと、やっぱり申請しないという人もいらっしゃると思います。しかし、高齢者とか、申請に対しては大変な状況に置かれている人たちもいるやもしれませんので、後をどういう形で追うのか。多くの人にやっぱり給付されるのが本来の筋ですから、その辺どう考えているのか、どうまた具体的に動いていくのか。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 私も多くの方に、限りなく100%に近い形で給付ができればなというふうには考えております。

まだ申請されていない方もおりますが、一応申請期間としては8月のお盆過ぎまでは申請期間としてはありますので、3か月以内でありますので、タイミング的には6月の終わりか7月の頭になるかと思いますが、一応予算上にも、その申請されてない方については申請を促進すると、促進を促すという意味ではがきでお知らせしようということは当初から考えておりました。ただ、どれぐらいの申請数があるかということも読めませんでしたので、とにかくタイミングを見ながら、第4回目の以降の給付に向けては当初の予定どおり、はがきで申請を促進をしていこうというふうには思います。

あと、高齢者とか障がい者とか、給付申請が大変な方と申しましたが、実際、第1回目給付においても、我々そこで危惧しておりました。もともと庁舎内でも会議をしたときにも、そういう方についてどう対応しようかということについては、全庁挙げて対応するということが合意を得ています。おかげさまで、第1回目給付については、そういうふうには申請ができない方が申請できないとか、そういうふうなお声はありませんでした。ですから、福祉関係、福祉保健課とか社会福祉協議会とかそういう方のところにも出向いて協力要請をしまして、我々としては申請についてはスムーズにされたのかなと思います。

ただ、今回、代理申請という形もありますので、ご家族の方で高齢者でできない方についてはその家族の方が代理申請をされたとかということもありますから、申請自体については、我々が当初見込んでいたよりはスムーズに進められたということになります。ただ、今後についても、そういうことは念頭に置きながら申請の審査事務等をしていきたいというふうには思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第8号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。11時35分より再開いたします。

（午前11時22分 休憩）

（午前11時34分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第9 承認第9号 永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第9、承認第9号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（石田常久君） それでは、承認第9号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明申し上げます。

議案書の77ページをお開きいただき、併せて説明資料の新旧対照表をご覧ください。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月3日に公布され、同年12月16日から施行されましたこと、また地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴いまして、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の名称を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、またその法律の略称名としまして「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改められましたことに伴い、本条例第6条第2項に引用規定しております法令名を改めたものでございます。

また、同法第3条が第6条に移動されましたことに伴いまして条項番号のずれが生じたので、併せて改めさせていただいたものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 質疑ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第9号、永平寺町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第10 承認第10号 永平寺町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第10、承認第10号、永平寺町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（石田常久君） それでは、承認第10号、永平寺町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明申し上げます。

議案書の79ページをお開きいただきまして、併せて説明資料の新旧対照表をご覧ください。

地方税法等の一部を改正する法律、同法施行令の一部を改正する政令、同法施行規則の一部を改正する省令等がいずれも令和2年3月31日に公布され、いずれも原則として本年4月1日から施行されることに伴いまして、永平寺町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の主なものをご説明申し上げます。

まず、個人町民税でございます。議案書の80ページ、第24条、第34条の2の改正でございます。新旧対照表では1ページをお願いします。

所得が135万円以下の場合に非課税とする対象者である未婚の未成年者、障がい者、婚姻歴のある寡婦、また寡夫——男性の方です——から男性の「寡夫」を削除しまして、未婚の「ひとり親」が追加されました。また、所得控除につきましても「寡夫控除」を削除し、「ひとり親」というものが追加されました。

これにつきましては、以前から、未婚の独り親につきましては、経済的に苦しいこと、また生活環境が寡婦、寡夫と同等であることから、婚姻歴の有無で区別ということは不公平であると指摘されてきたことに対応した改正でございます。

次に、議案書の84ページ、附則第17条の2の改正でございます。新旧対照表では21ページをお願いします。

低未利用地等を500万円以下で譲渡した場合、課税の特例としまして100万円の特別控除が創設されました。低未利用地とは、適切な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長い間にわたりまして利用されていないような土地、及び周辺地域の利用状況に比べまして利用の程度が低い土地のことでございます。

て、具体的には空き地や、相続人が都市部へ転出し空き家となりまして利用されていないような土地を指しております。この制度は、土地の有効利用を図るための措置でございます。

なお、この特例につきましては、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの時限措置となっております。

議案書の80ページ、第48条の改正で、新旧対照表の4ページをお願いします。

法人町民税関係としまして、地方への資金の流れを高めるための地方創生応援税制としまして、企業版ふるさと納税について、寄附金に対する税額控除の割合を現行の3割から倍増した6割に引き上げまして、また適用期限を令和6年度まで5年延長されました。具体的には、法人町民税につきましてはの税額控除の率が現行では17.1%でございますが、34.3%に引き上げられたものでございます。

続きまして、議案書の81ページ、第54条及び第74条の3の改正で、新旧対照表では4ページ及び7ページをお願いします。

固定資産税関係としまして、相続放棄をされ、所有者のいない土地が増加してきていることから、所有者の不明土地等について、現在の使用者をその土地の所有者とみなして課税することができることとされました。令和3年度からの適用となるものでございます。

続きまして、同じく議案書81ページ、第94条、新旧対照表では8ページをお願いします。

たばこ税の関係としまして、紙巻きたばこや加熱式たばこについて以前に税制改正がされておりますが、令和2年10月1日から、1本当たり現在0.7グラム未満の軽量な葉巻たばこにつきましても、紙巻きたばこ0.7本に換算して課税することとされました。

続きまして、その経過措置でございますが、議案書の85ページ、同じく第94条、新旧対照表では34ページをお願いします。

同様な措置でございますが、経過措置としまして、令和3年10月1日からは、今ほど申し上げた「0.7グラム」を「1グラム」未満に、「0.7本」を「1本」に改める経過措置が設けられております。

続きまして、議案書の82ページ、附則第3条の2及び附則第4条、新旧対照表の10ページ及び11ページをお願いします。

延滞金及び加算金につきましては、市中金利がいわゆるゼロ%であることを鑑みまして、その率に加算率がそれぞれ0.5%引き下げられました。なお、延滞金につきましては、納税を促すための罰則でもありますことから、納期限の延長及び納税の徴収猶予をする場合に適用するものでございます。

その他の改正としましては、平成から令和に元号が改元されたことに伴う対応、地方税法等の法律改正に伴う条項番号のずれ等による所要の改正でございます。

具体的には、議案書の85ページの第3条による改正、これにつきましては、昨年、平成31年3月31日に専決処分をしました税条例について。議案書88ページの附則8条による改正につきましては、平成27年3月31日に専決処分をした税条例。附則第9条による改正につきましては、平成28年3月31日に専決処分した税条例。同じく附則第10条による改正につきましては、平成29年3月31日に専決処分した税条例。附則第11条による改正は、平成30年3月31日に専決処分を行いました税条例についての改正でございます。それぞれ元号の改元に伴う改正でございます。

本条例の施行期日は、原則としまして令和2年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今回の地方税法の改定では、幾つかありますけど、1つは、先ほど言いました未婚の独り親に対する税制上の控除の見直しということ。

2つ目は、所有者の不明の土地、相続がうまくいってなくて混乱してる。これの課税を、使用者を所有者をみなす制度で、相続登記がされるまでの間、本来は相続人になるであろうという人にするんですが、これは現場のいろんな調査とかそういう課税の業務の負担の煩わしさをなくすためにそう改定するんだという話ですけれども、現実的に本当にそうなるのかというのは課題だということが論議されているように思います。その辺は、私は反対するつもりはないんですが。

3つ目、地方版、いわゆるふるさと納税の問題ですね。これちょっとさっき触れたんですが、控除を3割から6割に引き上げる、さらに損金算入を合わせると9割負担軽減されるということで、企業の税制がふるさと納税すれば優遇される

ということになります。ただ、個人のふるさと納税にも最近、地方の税収の問題でいろんな課題になるんでないかということが話題になってきていますけれども、企業となるとなかなか、内閣府でそういうことを決めたのですが、それが進まないので、ここでさらに控除を大きくしたというような状況があります。内閣府の認定を受けた自治体の事業に寄附を行った場合という限定がありますけれども。

ただ、さっきちょっと触れたんですが、寄附企業と自治体との癒着の問題が大きく浮かび上がるのではないかと。業者が匿名でということになると名前を公表できない場合もあり得るということですから、その懸念が非常に大きい。これは原発マネーが地方自治体に匿名で寄附される、何十億円という単位で寄附されるわけですから、それによって自治体の行政がゆがめられるというのが実態としてあるんですが、そういうことが本町でもあり得る可能性が今度はさらに広がってきているのではないかなと思うんですね、これは。

本来、営利を目的とする企業の地方自治体への寄附というのは本当にいいのか。そんなことを考えると、町に寄附として納められることは非常にいいのではないかなと思われる人もいるかも知らんですけれども、本当にふるさと納税の企業版というのは、企業と自治体との関係にとってはちょっと一線を越えているのではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） その辺はきちっとした線引きを、当然毅然とした対応をしてやっていくものだと理解をしております。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） このふるさと納税につきましては、最初、法人のふるさと納税3割、それと、今おっしゃられたとおりに、ふるさと納税をした企業はその町の利害に絡んではいけない。また、その応援する事業が終わった後にふるさと納税をするという約束をするというのが最初の企業版ふるさと納税の約束でした。ただ、それをしますとどこも企業が手を挙げずにいる中で、やはり一極集中、都会とか大手企業がいろいろ収益を上げる中で、地方創生の一環として頑張っている地方を企業のふるさと納税という形で応援していこうというのが今回のこの形で、3割から6割になったことによって企業はどんどんこのふるさと納税をしやすくなるのかなとも思います。

その癒着とかそういったことは、今こっだけインターネット社会、またいろいろ

ろな情報を公表している時代の中で、もし万が一そういった報道がありますと大変なことになりますので、その辺は大丈夫ですし、また寄附を受ける行政としてもしっかりとその辺は対応していかなければ、もしそういう金元議員がおっしゃるような利害関係があった場合は自治体の信頼を失ってしまう、ふるさと納税を受けるよりも大きな損害を出すことになってしまうと思いますので、永平寺町としてもこの企業版ふるさと納税につきましてはしっかり研究をして、納税していただける企業があればお願いをしていく。そういったこともこれからの町の地方創生の一つの収入源として考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 町長はそう言われるんですが、現実的には、例えば許認可の申請を自分たちの都合のいいようにということではいろいろ寄附行為があるとかというのは、例えば運送会社でそういうのが以前あったりしたことがあるんじゃないかなとも思います。だからそこはちょっとしっかりせなあかんのですが。

例えば、本当にさっき言ったように、寄附は企業名の公表も任意で、企業の側を選ぶ権利があるみたいなことです。本当は、今町長が言われたように、本来はあっちゃならん癒着の問題等については防止すると言うけど、それは法的な根拠があるわけではないんやね。そのことを考えると、必ずしもこういう破格の控除を、損金計上も含めて9割も補助対象になるということになれば、これはこれで、逆に言うと税金をもらう側、その本社のアッタリする自治体にとってみれば大変な事態にもなりかねないこともあるので、ここはやっぱり一線を越え過ぎているんじゃないか。そういう意味では、地方税法で何でもありの状況をつくるのは、僕はやっぱり問題だなと思っているところです。

これは討論もしますんで、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午前11時55分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 今回の地方税法の改定に伴う税条例の改定ですが、いわゆる未婚の独り親に対する税制上の控除の見直し、これは独り親ということで位置づけて、既婚者でなくてもその対応を広めるということでは当然のことだと私は思っていますし、さらに固定資産税の問題で言うと、所有者不明の土地、相続もうまくやられていない、これは都会に行ってそのまま登記せずにいらっしゃるということがあったりして、どこに課税していいのか、その事務の煩雑さも含めて税務課のいろんな仕事の量が増えているのも、私はそれは本当に大変だと思っています。これの改定も、それは必要だと思っています。

ただ、地方創生応援税制ということで企業版ふるさと納税の改定の部分については、これは先ほどこちよつと言いましたけれども、やはり企業と自治体との癒着を生む可能性がある。町長なんかはそういうことはあり得ないよという立場の表明があったと思うんですが、それはそれでちゃんと認めるんですが、税制上の問題で言いますと、そういう癒着の構造をつくってしまう問題があるんじゃないか。さらに、自治体間の税収の奪い合いを助長するという意味では、それはやっぱり本来の筋とはちょっと違うんでないかということを見ると、いわゆる地方税法を変えたことによってそういう、ひょつとすると不正に関わることを招き入れてしまう不安のことを考えると、やっぱり反対ということをきちつと言っておく議員もいていいんでねえかなと思って、反対討論とします。

○議長(江守 勲君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、奥野君。

○7番(奥野正司君) 今の税条例の改正でございますが、こと、大筋は同意を得るようですけれども、ふるさと納税の法人版についての見解が違うということがどうもポイントのようですが、ふるさと納税につきましては、個人版につきましてはね、各協定してそれぞれ各自治体の貴重な地方創生の財源になっていることは皆さんご承知のとおりだと思います。

ところが、法人版につきましては、非常に利用されていないといえますか、進

んでいないというのが現状でありまして、先ほど同僚議員が言われましたようにそういう懸念もございますが、そういう懸念に対しては、法人の軽減税率の適用に対するいろんな条件が設定されていると認識していますので、癒着でもって地方自治体の行政がゆがめられることはないと思います。

以上をもって、この税条例の改正については賛成といたします。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

これより承認第10号、永平寺町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

～日程第11 承認第11号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第11、承認第11号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（石田常久君） それでは、承認第11号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明申し上げます。

議案書の90ページをお開きいただき、併せて説明資料の新旧対照表をご覧ください。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年1月29日、地方税法の一部を改正する法律及び土地基本法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の改正によりまして、被保険者全員の医療費分でございます基礎課税額につきまして、現行の「61万円」を「63万円」に2万円引き上げ、また40歳

以上65歳未満の被保険者にかかります介護納付金課税額につきまして、現行の「16万円」を「17万円」に1万円引き上げられました。

なお、基礎課税額分と同様に、被保険者全員に課税されます後期高齢者医療支援金課税額につきましては19万円に据え置かれたままでございます。

これにより、世帯ごとの最高課税限度額は、現行の96万円から99万円とされました。

関係条文としましては、第2条第2項及び第4項並びに第21条第1項でございます。

これに対しまして、低所得世帯の負担軽減が併せて行われておりまして、軽減の対象となる所得の基準額の見直しが併せて行われております。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得の算定におきまして、被保険者の数に乘じます金額について、現行の「28万円」から「28万5,000円」に5,000円引き上げられました。同様に、2割軽減の金額につきましては、被保険者の数に乘ずる金額について、現行の「51万円」から「52万円」に1万円引き上げられました。

関係条文は、第21条第2号及び第3号でございます。

これらの改正にかかります施行期日は、令和2年4月1日でございます。

また、先ほど申し上げました永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について説明申し上げましたとおり、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る課税の特例100万円、この特別控除後の金額を所得割の算出する所得額とすることが追加されました。

関係条文は、附則第8項及び第9項でございます。

この追加期間につきましては、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの譲渡に適用されます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 国民健康保険税のいわゆる上限、最高限度額を引き上げる、併せて介護納付金の限度額もプラスして上げる、96万円が99万円に最高額に

なると言うんですが、僕はこの時期にどうかなと。3月25日ですか、これ決められた地方税法の改定のときに一緒にやられてるんですけども。これ率直に、例えば副町長、年収幾らあるか知らんですけども、健康保険の負担、どれくらい、年間していますかね。それ分かってます？

この最高限度額になるのは、たしか中小企業とか自営業者、所得650万ぐらいでなりますよね。最高限度額。そこらを考えると、本当にこの時期にこういう引上げっていいの？ただ、福井市は限度額、うちよりか2万円ぐらい安いんじゃないですか。そういうことを自治体でやろうと思えばできるんですけど、その辺はいかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） 確かに今のこの時期、コロナウイルス等で収入が激減されている方とかいらっしゃって大変だとは思いますが、なかなか賦課の限度額につきましては、上位法であります国民健康保険法でも定められたところがございますし、また何年も前から、我々のいわゆる社会保険と収支のバランスと申しますか、保険料のバランスを統一化と申しますか、そういうルールが定められておりました、高額所得者の割合としまして、社会保険料で申しますと、最高の標準月額報酬ということで定めている割合で0.5から1.5%の割合ということなので、1,000件とすれば5件から15件ぐらいということですね。そのぐらいの割合がその率に到達するよというところで、その1.5%に近づくように段階的に引き上げられている、また保険料の実態を鑑みながら調整をされてきているというところですので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 会計上のシステムでそうなっているのはそれで仕方ないとは思いますが。ただ、例えばこのコロナの問題で、自営業者という、この国保に入っている人たちというのは一番持続化給付金の申請などもしにくい、計算のしづらいところなんですね。収入が減っている。減ればそれはそれでいいんですが、これは限度額ですから、高い人のやつを僕は引き下げろと言ってる意味ではなしに、そもそも高いんですよということを知らない駄目なんですね。650万円の所得というんか収入以下になると、いわゆる99万円に限りなく近づいている状況が続いているわけですよ。だからもっと低くても一定の負担はあるわけで、その辺がやっぱり大変な状況。だから、こういう時期に、少なくとも何でかなと。行政として判断できることもあるんですよというんですけど、そんなの上

のほうではどう考えているんですかね。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） 今ほども申しあげましたように、確かに個人個人につきましては軽減措置というものもございます。先ほど申しあげました所得が33万以下であれば7割軽減、それから、今申しあげたように、そこまではいかないけれども、加入者の人数と所得で変動しますけれども、5割軽減とか2割軽減というものもございます。

また、この4月、5月になりまして何人かの方が来られてますが、非自発的失業者軽減、いわゆるリストラに遭われた方、この方の申請というものも数件出てきておりまして、これらの方につきましては、給与所得の7割軽減、3割課税というものが、その対象となった月の属する年度から翌年度末まで、最短で13か月、最大で24か月軽減措置が適用されているところでございます。

そういうことで、なかなか我々も、あと徴収猶予とかそういうものも絡めながら関係者のご理解をいただいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 国民健康保険税というのは前年課税なんですね。収入が大きくこれだけ減ってる人たちがたくさんいるときにそれはないやろうということをおね、やっぱりどこかで声を上げないといけないということだけ言っときます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私は、この国民健康保険税、また介護納付金等の最高限度の引上げですけれども、一つは、率直にコロナのこの時期に何でと。それと、国民健康保険税というのは前年課税ですから、本当に収入が減ってきた人たちにとつ

てみると、失業された人たちにとってみると非常に大きい負担になる。本町の場合、いわゆる資格証明書の発行などをやめて、短期証もやめて、それなりいろんな国民健康保険の恩恵を被るよとということに独自の対策も取っているということは率直に評価するんですけども、やっぱりこういう負担の問題について言うと、幾ら何でもこの時期にとこのだけはね。これは率直にもう感情的にやめてほしいと思うんですね。

特に福井市などでは、市独自でやっぱり限度額を一定抑えるということをやった時期がありました。それが今も続いているので、そういうことを自治体でもできるということに頭に置いてしていくべきではないかなと思う立場から、反対の立場を取ります。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

これより承認第11号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

～日程第12 承認第12号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第12、承認第12号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（石田常久君） それでは、承認第12号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明申し上げます。

議案書の93ページをお開きください。あわせて、説明資料の新旧対照表をご覧ください。

今回の税条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症への対策としまして、地方税法等の一部を改正する法律などが令和2年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴いまして、永平寺町税条例について所要の改

正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき5月1日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の主なものとしまして、個人町民税関係では、各種のイベントを中止などをした主催者に対する払戻し請求権を放棄した方々に寄附金税額控除を適用することとされました。町条例指定分の寄附金としまして、対象金額につきましては20万円を限度、対象イベントの開催期間は令和2年2月1日から令和3年1月31日まででございます。

関係する条文につきましては、議案書95ページの第2条による改正中、第25条の追加規定でございます。新旧対照表では3ページのとおりでございます。

この改正に伴う町税の減収分につきましては、その全額が国費補填されます。

この改正に伴う施行期日は、令和3年1月1日でございます。

次に、固定資産税関係でございます。

令和3年度の1年度分に限る措置であります。全ての事業用家屋及び償却資産に係る課税標準額の軽減措置が創設されたところでございます。令和2年2月から10月までの任意の連続した3か月間の売上高が前年同期と比べ、3割以上5割未満の減少となった場合、対象税額を2分の1に、5割以上減額した場合にはゼロとするものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する設備投資を新規に行った場合、その事業用家屋及び償却資産につきまして課税標準額を、取得後の3年間軽減する措置が講じられたものでございます。資産の取得金額については120万円以上の設備でございまして、軽減割合は2分の1またはゼロでございます。

関係条文は、議案書94ページの第1条による改正中、附則第10条の2に第27項を追加するものでございます。

これら2つの措置に伴う減収額につきましても、その全額が国費補填されることとなっております。

次に、軽自動車関係でございますが、環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限が今年の9月30日までとなっておりますが、車両の購入計画者の収入減少に伴う販売台数の落ち込みなどから、緊急経済対策として、令和3年3月31日まで半年、その適用期限が延長されました。

議案書94ページ、附則第15条の2を改めたものでございます。

この措置に伴う減収額につきましても、その全額が国費補填されます。

次に、徴収猶予制度関係では、先ほどの3月31日に専決処分をしました税条例の改正により、これまでの延滞金にかかる加算率を0.5%、徴収猶予の場合引き下げたものでございますが、今回の改正では、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の一月以上の収入が前年同月比で2割以上の減収となり、納税が困難な事業者等の方々に対しまして、無担保かつ延滞金を免除し、納期限から1年間徴収猶予できる特例が創設されたものでございます。

対象となります税額につきましては、令和3年1月末までの納期限のものでございます。

議案書の94ページ、附則第24条を追加したものでございます。

その他としましては、地方税法等の改正による条項番号のずれ等による所要の改正でございます。

施行期日は、公布の日でございます令和2年5月1日でございます。ただし、第2条による改正につきましては令和3年1月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この国のコロナ対策としていろんな施策が講じられていますがけれども、本町の税条例の一部を改正する条例の提案ですから、町独自のことはコロナ対策として考えなかったのか。それは、災害のときには町長が税の減免をできるというのが項目として入っていますので、その辺どうなのか。

特に私は、本町の特有の状況として、いわゆる移住してきて新しい家を建てる人が多いと。これ前からも言ってますけれども、いわゆる以前あったリーマンショックの後、持家がどんどん売りに出された。これは何かというと、ローンを払えないという状況が生じて家を手放された人たちがいらしたわけですね。本町でも新しいうちが結構売りに出ている時期があったと私は思っています。

ですから、本町として固定資産税の減免、企業だけではなくに、例えば個人についてもこういうことをやっていくということを考えたことはないのでしょうか。これはコロナ対策としても一つ聞きたいですね。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） 我々のほうも、町長以下一丸となってコロナ対策の対応とかいろいろ取り組んできているところでございます。

ただ、我々税務課のほうとしましてはなかなか、独自で行った対策の場合、その分は、もともと税額を減収した場合に、交付税措置の中ではその収入があるものとみなされます。その関係とかもございまして、例えば減りますと、その分、事業運営が厳しくなる、財政状況が厳しくなる、そういうようなところもございまして、なかなか税そのものの単独回収というのは難しいかなというふうに考えております。

あと、先ほど申し上げました国保税の改正などのように、今ちょっと国のほうではそういうことも減免規定として上がってきておりますので、またそういうことで制度ができ次第、そういうふうに7月に新しい国民健康保険税を課税しますので、その辺をまた考慮していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） コロナの中での生活支援なんですけど、これも全庁、課長会、またいろいろ現場の声を聞きながら、生活支援の部分では今回、水道の基本料の減免というのをさせていただきました。これは広く公平に、また事務もスムーズにすぐ行えるということで、いろいろ、各課の皆さんと話をしましてこれをさせていただいております。

また、このほか、生活支援につきましては、また現状をしっかりと見ながら進めていかなければいけないなと思っておりますが、今ほど税務課長申し上げましたとおり、免税といいますか、税をいろいろしますと町の収入が少なくなる。そういうことは、じゃ、次の支援の対策を打つことができるかどうかというのでも考えなければいけない中で、それも一つの選択肢だと思っておりますが、いろいろな角度で考えていきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は本当に、ちょっとしたというんですかね、未曾有のやっぱり災害ですから、それに対して行政もいろんな支援策をやっていますから、その中の一つとして支援するという方法を考えていいんじゃないかなと思うんです。

ただ、町のいろんなコロナ対策について、僕は、言い方、誤解されると困るんですが、水道料金なんかの基本料金を減免するというのは、補助するというのは

ユニークな取組やと思うんですね。共産党の議員ですから、県内いろんな自治体への要望なんかにも行っています。そんな声聞いてますと、永平寺町がそれに取組んだのは、「もう永平寺町は学校給食の無償化なんかもやってるから、やることないでほんなことを考えたんでねえか」と言う市長がいたそうです。失礼な話やなと私は思いました。職員に諮ったら、職員のそういう中からそういうことが出てきたんやということのうちのに話ししてましたから、そのことを言ってくれたそうです。それはそれで評価はできると思うんですね。

さらに、勝山なんかでは、6万円というのはその分やとかいうことで言われていたというのも聞いて、永平寺やることがやっぱり非常に先駆的で、県内のいろんな個人への支援に影響を及ぼしているというのがこのコロナの中で見えてきたのが僕は評価できると思うんです。

しかし、本町の事情として、やっぱり転居してきて新しい家を建てて若い夫婦だけにいるのに、失業なんかした場合、本当に家をまた、ローン払えなくて手放してしまわなければいけないという人たちが生まれるのは不幸やと思うんですね。そういう意味での、やっぱり支援をね、ぜひどこかで考えていってほしいと思うんです。

これについて、別に反対するつもりはありませんので。そういう積極的な施策を、こういう中でも町独自のが入ってるともっとうれしかったなと私は思っています。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第12号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第13 議案第33号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第13、議案第33号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

令和2年度6月追加補正予算・一般会計補正予算説明資料、消防本部関係の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、ただいま上程いただきました議案第33号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。

申し訳ございません。議案書でご説明させていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ355万8,000円の追加をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、4ページから5ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

すみません。追加でよろしく申し上げます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款9消防費、目1常備消防費の備品購入費355万8,000円につきましては、救急車に積載の消防車監視モニターが故障し、救急業務に支障があるため、新たに更新するための費用でございます。

なお、今回の補正の財源といたしましては、戻りまして、8ページに記載のとおり、款19繰越金、前年度繰越金355万8,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第33号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

暫時休憩します。

（午後 0時26分 休憩）

（午後 0時27分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより議案第33号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について、第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

議案第33号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議案第33号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の議決の結果、生じた条項、字句、数字その他の整理は、会議規則第45条の規定に基づき、議長に委任いただき、整理後の文書を後日配付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、議決の結果、生じた条項、字句、数字その他は、整理後に配付することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午後 0時30分 休憩)

(午後 0時30分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。本日はこれをもちまして散

会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれもちまして散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

明日6月3日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくをお願いします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 0時31分 散会)